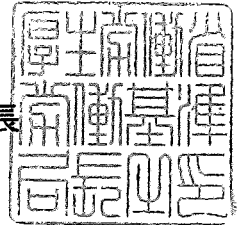


基発第1001007号

平成19年10月1日

(社) 日本病院会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



最低賃金の周知広報について（協力依頼）

最低賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしているところであります。

しかしながら、当局で本年6月に実施しました全国一斉の最低賃金の履行確保を図る監督結果において、最低賃金の履行状況は、今なお十分とは言い難い実情にあり、最低賃金の遵守が極めて重要な課題となっております。

また、本年度は例年を上回る大幅な地域別最低賃金額の引上げが行われたところであります（平成19年度地域別最低賃金改定状況については、別添の（参考）のとおりです。）。

このため、厚生労働省では、本年6月にも最低賃金の周知広報を行ったところですが、本日までにすべての地域別最低賃金の改定の公示が行われたことから、改定された地域別最低賃金額の周知徹底を図るため、改めて広報を実施することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、別紙リーフレットの内容を貴会が発行される広報誌において周知いただくなど、貴会の加入事業者に対する最低賃金額等の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(参考)

平成19年度地域別最低賃金額改定状況

都道府県名	平成19年度最低賃金時間額 【単位：円】	引上げ額	発効年月日
北海道	654 (644)	10	平成19年10月19日
青 森	619 (610)	9	平成19年10月31日
岩 手	619 (610)	9	平成19年10月28日
宮 城	639 (628)	11	平成19年10月20日
秋 田	618 (610)	8	平成19年10月28日
山 形	620 (613)	7	平成19年10月25日
福 島	629 (618)	11	平成19年10月19日
茨 城	665 (655)	10	平成19年10月20日
栃 木	671 (657)	14	平成19年10月20日
群 馬	664 (654)	10	平成19年10月19日
埼 玉	702 (687)	15	平成19年10月20日
千 葉	706 (687)	19	平成19年10月19日
東 京	739 (719)	20	平成19年10月19日
神奈川	736 (717)	19	平成19年10月19日
新 潟	657 (648)	9	平成19年10月19日
富 山	666 (652)	14	平成19年10月20日
石 川	662 (652)	10	平成19年10月21日
福 井	659 (649)	10	平成19年10月19日
山 梨	665 (655)	10	平成19年10月28日
長 野	669 (655)	14	平成19年10月21日
岐 阜	685 (675)	10	平成19年10月19日
静 岡	697 (682)	15	平成19年10月26日
愛 知	714 (694)	20	平成19年10月25日
三 重	689 (675)	14	平成19年10月27日
滋 賀	677 (662)	15	平成19年10月25日
京 都	700 (686)	14	平成19年10月25日
大 阪	731 (712)	19	平成19年10月20日
兵 庫	697 (683)	14	平成19年10月31日
奈 良	667 (656)	11	平成19年10月25日
和歌山	662 (652)	10	平成19年10月20日
鳥 取	621 (614)	7	平成19年10月21日
島 根	621 (614)	7	平成19年10月19日
岡 山	658 (648)	10	平成19年10月26日
広 島	669 (654)	15	平成19年10月28日
山 口	657 (646)	11	平成19年10月28日
徳 島	625 (617)	8	平成19年10月21日
香 川	640 (629)	11	平成19年10月21日
愛 媛	623 (616)	7	平成19年10月25日
高 知	622 (615)	7	平成19年10月26日
福 岡	663 (652)	11	平成19年10月28日
佐 賀	619 (611)	8	平成19年10月28日
長 崎	619 (611)	8	平成19年10月21日
熊 本	620 (612)	8	平成19年10月25日
大 分	620 (613)	7	平成19年10月20日
宮 崎	619 (611)	8	平成19年10月27日
鹿児島	619 (611)	8	平成19年10月26日
沖 縄	618 (610)	8	平成19年10月28日

※ 括弧書きは、平成18年度地域別最低賃金額

／ 守ろう！ ／

確かめよう！

最低賃金



最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、
使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

厚生労働省
都道府県労働局・労働基準監督署

最低賃金制度をよく知って、 守ろう! 確かめよう! 最低賃金



Q.最低賃金制度とはなんでしょう?



A.最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と産業別最低賃金があります。

Q.最低賃金より低い賃金を労働者、使用者 双方合意の上で定めた場合はどうなりますか?



A.労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

Q.最低賃金の対象となる賃金にはどんなものがありますか?



A.最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

Q.最低賃金額以上か以下か、確認する方法はありますか?



A.実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

- ①時間給の場合・・・時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- ②日給の場合・・・日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金(時間額)
- ③月給制の場合・・・月給 $\div$ 1月平均の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

最低賃金以上の額が支払われていますか?お確かめください。

「最低賃金制度」はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットです。

具体的な金額など詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>